

愛媛大学図書館4F3閲覧室利用内規

平成26年12月22日制定

(趣旨)

第1条 愛媛大学図書館4F3閲覧室(以下「視聴覚室」という。)の利用については、この内規の定めるところによる。

(利用目的)

第2条 視聴覚室は、図書館内施設でなければ行えない講義及び地域貢献に必要な講演、会合等の用に供することを目的とする。

(管理者)

第3条 視聴覚室の利用に関する管理者(以下「管理者」という。)は、館長とする。

(利用者の範囲)

第4条 視聴覚室を利用することができる者は、愛媛大学(以下「本学」という。)の職員及びその他館長が特に認めた者とする。

(利用日時)

第5条 利用可能な日時は、図書館開館日のうち、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び試験期間中を除く9時から17時までとする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(利用の許可)

第6条 視聴覚室を利用しようとする者は、原則として利用予定日の7日前までに図書館視聴覚室利用申請書(別紙)を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用予定日時を変更しようとするとき、又は利用を中止しようとするときは、利用予定日の前日までに管理者に申し出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

(1) 管理者が図書館行事又は他の教育研究等で優先的に利用する必要があると判断したとき。

(2) 利用者がこの内規に違反し、本学の指示に従わないとき。

(利用者の遵守義務)

第8条 利用者は、この内規及び利用上の注意事項を遵守するとともに、視聴覚室の施設、設備等の保全及び秩序の維持に努めなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、本学の指示に従い、損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、視聴覚室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成26年12月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年10月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。